年管管発 1102 第１号
金 資 保 第 ３５９ 号
令 和 ８ 年 11 月 ２ 日

一般社団法人　生命保険協会　御中

厚生労働省年金局事業管理課
金融庁資産運用・保険監督局保険課
（　公　印　省　略　）

「厚生年金保険法等に基づく届出の適正化の徹底について」の
一部改正について

平素より、社会保険及び金融行政について、ご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、平成 29 年３月 28 日付年管管発 0328 第５号・金監第 632 号「厚生年金保険法等に基づく届出の適正化の徹底について」により、厚生年金保険及び健康保険の被保険者になる者や標準報酬の対象となる報酬についてお示しするとともに、当該取扱いについて、貴協会の会員各社への周知をお願いしているところです。

今般、当該通知の一部を別添のとおり改正し、その取扱いをより明確化することとしましたので、貴協会の会員各社に対し改めて周知するほか、所属保険代理店において保険業法はもとより法令等遵守の観点から適正な厚生年金等に関する諸手続や届出が行われるよう、然るべく取り組んでいただくようよろしくお願いいたします。

［別添］

新　旧　対　照　表

厚生年金保険法等に基づく届出の適正化の徹底について（平成 29 年３月 28 日付年管管発 0328 第５号・金監第 632 号）

（下線が改正部分）

改　　正　　後	現　　行
平素より、社会保険及び金融行政について、ご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。 さて、平成 28 年 10 月１日より、厚生年金保険法及び健康保険法（以下「厚生年金法等」という。）の改正により、厚生年金保険及び健康保険（以下「厚生年金等」という。）の適用を受ける従業員の範囲が拡大され、短時間労働者であっても、事業規模が 501 人以上の従業員を雇用する事業所の従業員は厚生年金保険等に加入させる取扱いとなりました。 その後、厚生年金法等の改正により、事業規模については令和４年 10 月１日から 101 人以上、令和６年 10 月１日から 51 人以上の従業員を雇用する事業所の従業員は厚生年金保険等に加入させる取扱いとなりました。さらに、令和９年 10 月からは 36 人以上、令和 11 年 10 月からは 21 人以上、令和 14 年 10 月からは 11 人以上と事業規模は段階的に縮小し、令和 17 年 10 月に撤廃することになっています。 １．厚生年金等の被保険者になる者 （３）短時間勤務者 （略） ①　特定適用事業所に雇用されていること 特定適用事業所とは、同一事業主（法人番号が同一）の適用事業所の被保険者数（短時間労働者を除き、共済組合員を含む）の合計が、１年で６ヶ月以上、50 人を超えることが見込まれる事業所が該当します。	平素より、社会保険及び金融行政について、ご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。 さて、平成 28 年 10 月１日より、厚生年金保険法及び健康保険法（以下「厚生年金法等」という。）の改正により、厚生年金保険及び健康保険（以下「厚生年金等」という。）の適用を受ける従業員の範囲が拡大され、短時間労働者であっても、事業規模が 501 人以上の従業員を雇用する事業所の従業員は厚生年金保険等に加入させる取扱いとなりました。 （新設） １．厚生年金等の被保険者になる者 （３）短時間勤務者 （略） ①　特定適用事業所に雇用されていること 特定適用事業所とは、同一事業主（法人番号が同一）の適用事業所の被保険者数（短時間労働者を除き、共済組合員を含む）の合計が、１年で６ヶ月以上、500 人を超えることが見込まれる事業所が該当します。

改　　正　　後	現　　行
※厚生年金法等の改正により、事業規模は段階的に縮小・撤廃されます。また、賃金の月額が８．８万円以上であること（賃金要件）は令和８年 10 月１日に撤廃されました。	（新設）
②　次の３つの要件を全て満たすこと ア）週の所定労働時間が 20 時間以上であること （削除） （削除） イ）学生でないこと ウ）常時 51 人以上の企業（特定適用事業所）に勤めていること	②　次の５つの要件を全て満たすこと ア）週の所定労働時間が 20 時間以上であること イ）雇用期間が１年以上見込まれること ウ）賃金の月額が８．８万円以上であること エ）学生でないこと オ）常時 501 人以上の企業（特定適用事業所）に勤めていること
２．標準報酬の対象となる報酬について （略） 保険代理店使用人に対する報酬の中で特に注意すべき点として、歩合給など契約件数等実績に応じて支払われる報酬は、保険代理店と使用人との間の委託契約が禁じられている観点から、使用人が保険代理店から労働の対償として受けるものであるため、標準報酬の対象となる報酬に含まれることとなります。（略）	２．標準報酬の対象となる報酬について （略） 保険代理店使用人に対する報酬の中で特に注意すべき点として、契約件数等実績に応じて支払われる報酬は、保険代理店と使用人との間の委託契約が禁じられている観点から、標準報酬の対象となる報酬に含まれることとなります。（略）